

議案第41号 大津市都市公園条例の一部を改正する

条例の制定について

大津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明いたします。

2ページをお願いいたします。

条例改正の経緯についてですが、大津市庁舎整備基本計画において定められた庁舎整備エリアに設置している皇子山総合運動公園のテニスコートについて、用地取得及び整備に向けて令和8年4月から解体・撤去することに伴い、条例改正を行うものです。

改正の内容といたしましては、大津市都市公園条例の別表第1「皇子山総合運動公園」の項に定められている有料公園施設のうち、「テニスコート」について削除するものです。

3ページをお願いいたします。

本条例の新旧対照表となります。別表第1「皇子山総合運動公園」の項中、テニスコートを削除するもので、令和8年4月1日からの施行としております。

説明は以上となります。